

令和6年度事業計画 社会福祉法人朝日福祉会

はじめに

持続可能な社会保障制度の構築

日本が本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎える転換期において、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、目指すべき将来の方向として、「少子化・人口減少」の流れを変えるとともに、分厚い中間層を形成し、これからも続く「超高齢社会」に備えて持続可能な社会保障制度を構築する必要がある。このため、全ての世代で能力に応じて負担し支え合い、必要な社会保障サービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障の構築に向けた取組に基づく給付と負担の在り方の具体化を進めていく。

(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

医療・介護サービスの提供体制については、今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応し、限りある資源を有効に活用しながら質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保する観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保・育成、働き方改革、医療・介護ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応した改革を早期に進める必要がある。中長期的課題として、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の実効性を伴う着実な推進、地域医療連携推進法人制度の有効活用、地域で安全に分娩できる周産期医療の確保、ドクターヘリの推進、救急医療体制の確保、訪問看護の推進、医療法人等の経営情報に関する全国的なデータベースの構築を図る。実効性のある医師偏在対策、医療専門職のタスク・シフト/シェア（これまである職種が担っていた業務を、他の職種にシフト(移管)することや、シェア(共同化)すること)、薬局薬剤師の対人業務の充実、対物業務の効率化、地域における他職種の連携等を推進する。その中で、医師が不足する地域への大学病院からの医師の派遣の継続を推進する。また、関係者・関係機関の更なる対応により、リフィル処方書の活用を進める。マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大や正確なデータ登録の取組を進め、2024年秋に健康保険証を廃止する。

レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方箋、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」の創設及び電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、PHR（デジタルを活用して健康・医療・介護に関する患者の情報を統合的に収集し、一元的に保存したデータ）として本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備する。

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる 国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル（口腔機能の衰えが全身の老化につながる）対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。

がん対策推進基本計画に基づき、がんの早期発見・早期治療のためのリスクに応じたがん検診の実施や適切な時機でのがん遺伝子パネル検査の実施、小児がん等に係る治療薬へのアクセス改善などのがん対策及び循環器病対策を推進する。

創薬力強化に向けて、革新的な医薬品、医療機器、再生医療等製品の開発強化、研究開発型のビジネスモデルへの転換促進等を行うため、保険収載時を始めとするイノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置、全ゲノム解析等に係る計画の推進を通じた情報基盤の整備や患者への還元等の解析結果の利活用に係る体制整備、大学発を含むスタートアップへの伴走支援、臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化、国際共同治験に参加するための日本人データの要否の整理、小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消に向けた薬事上の措置と承認審査体制の強化等を推進

する。

医療上の必要性を踏まえた後発医薬品を始めとする医薬品の安定供給確保、後発医薬品の産業構造の見直し、プログラム医療機器の実用化促進に向けた承認審査体制の強化を図る。また、総合的な認知症施策を進める中で、認知症治療の研究開発を推進する。

急速な高齢化が見込まれる中で、医療機関の連携、介護サービス事業者の介護ロボット・ICT機器導入や協働化・大規模化、保有資産の状況なども踏まえた経営状況の見える化を推進した上で、賃上げや業務負担軽減が適切に図られるよう取り組む。

介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の判断基準のほか、1号保険料の在り方や多床室の室料負担について、2024年度から始まる次期介護保険事業計画に向けて結論を得ることとされた。

次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。その際、「令和6年度予算編成に向けた考え方」社会保障関係費について、基盤強化期間（団塊世代が75歳に入り始める2022年の前までの2019～2021年度）における方針、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続することを踏まえつつ、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、当面直面する地域包括ケアシステムの更なる推進のための医療・介護・障害サービスの連携等の課題とともに、以上に掲げた医療・介護分野の課題について効果的・効率的に対応する観点から検討を行う。勤労者皆保険の実現、年齢や性別にかかわらず働き方に中立的な社会保障制度の構築に向け、企業規模要件の撤廃など短時間労働者への被用者保険の適用拡大、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等について次期年金制度改正に向けて検討するほか、いわゆる「年取の壁」について、当面の対応として被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援などを本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針 2023 より抜粋

令和6年度の介護保険法改正・介護報酬改定の動向

令和6年度の介護保険報酬改定は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になり介護需要の大きな増加が見込まれる2025年を目前に控えた山場となる改正です。

令和6年度の介護保険法改正は、報酬改定率が+1.59%であることが明言されていますが、その内訳は介護職員の処遇改善分が+0.98%、本体が+0.61%となっており、前回は+0.7%でしたので、実質マイナス改定となりました。

また訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導の4つのサービスの報酬改定と、介護職員の処遇改善については施行が2024年6月、その他のサービスの報酬改定については4月施行と、2段階の時期に分けての改定となりました。

・業務継続計画未策定減算（感染症若しくは自然災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算）

令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

処遇改善加算の一本化

現在介護職員等の処遇改善に資する加算は、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の3本立てとなっていますが、これらが2024年6月施行で「介護職員等処遇改善加算」という名称に1本化されます。

2024年2月から5月は補正予算による新たな補助金として月額6,000円程度引き上げる「介護職員処遇改善支援補助金」が支給され、この6,000円は現行の「介護職員等ベースアップ等支援加算」に上乘せという形ですが、1本化される際に補助金としてではなく加算という形で組み込まれます。

新設される加算では現行の加算金額を下回ることとはないとしており、どのような区分になるかはまだ明言されていませんが区分算定のための職場環境要件の内容は見直される予定です。

通所介護：個別機能訓練加算（I）ロの要件緩和

通所介護で個別の機能訓練を提供する体制を整えた場合に算定できる個別機能訓練加算は、LIFEを活用する場合に算定できる個別機能訓練加算（Ⅱ）と個別機能訓練加算（Ⅰ）があります。個別機能訓練加算（Ⅰ）は機能訓練指導員を配置時間は特に定めず専従で1名以上配置した場合に算定できる個別機能訓練加算（Ⅰ）イと、同加算の最高区分であり、サービスを提供している時間帯は専従配置する必要のある個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに分かれています。

このうち最高区分である個別機能訓練加算（Ⅰ）ロについて、機能訓練指導員をサービスの提供時間帯は1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しが図られる見通しです。現行では専従の機能訓練指導員は、例えば看護師が行う場合、看護師として人員に数えることはできませんでしたが、実際には通所介護で一日中機能訓練指導員として従事することはほぼありません。そのため機能訓練の時間帯だけの配置に緩和される形です。

通所介護・通所リハビリテーション：入浴介助加算の見直し

通所介護の通所系サービスの利用者に対し入浴サービスを提供し、入浴中の利用者の観察を含む介助を行った際に算定できる入浴介助加算（Ⅰ）の算定要件が見直され、入浴介助に必要な技術の更なる向上を図るとして入浴技術研修の実施が加わる見通しです。

現在同加算を算定している事業所のうち約4割が入浴に関する研修を行っておらず、この度の改正で入浴技術研修を算定の要件に組み込むことで質の高い入浴サービスの提供を可能にするねらいがあると思われま。

入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件である利用者宅の訪問について医師等の専門職でなくともICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言した場合でも算定可能とする方向性です。つまり介護職員等が利用者宅を訪問し、リモートで専門職が評価する形でも構わないということでこちらは要件の緩和が図られると見てよいでしょう。しかし評価はやはり専門職でないといけませんので、この緩和により算定率が上昇するかは不明です。

短期入所生活介護の看取り対応体制強化

短期入所生活介護には現在看取りに関する加算はありませんでしたが、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図ることを目的に新たな加算が新設される見通しです。

短期入所生活介護はあくまでも在宅生活を継続するためのレスパイト機能が大きな役割ですが、在宅看取りを選択されている利用者においてもそれは同様です。質の高い看取り介護を短期入所生活介護でも提供できるよう、看護職員の体制確保や対応方針が定められると見られます。

短期入所生活介護の長期利用の適正化

短期入所生活介護は30日を超えて連続利用することは原則としてできませんが、実際には在宅生活が困難でありながらも特養等にも入所できないといった利用者が大勢おられ、そのような方々の受け皿になっているのが現状です。短期入所の長期利用が増加することは本来のレスパイト機能の役割を期待する利用者が利用できない事態にもなり、本来のサービスの目的と外れてしまいます。そこで長期利用については施設入所の報酬単位と均衡を図ると明言されました。これにより長期利用者に関しては基本報酬が減額されると見てよいでしょう。

居宅介護支援：遁減制の緩和と同一建物内ケアマネジメントの見直し

居宅介護支援は地域包括支援システムや多職種協働の要となる職種です。そのためこの度の改正では居宅介護支援を対象に様々な見直しが図られ、大きな変更がケアマネジメントの質の確保と業務効率化を進めて人材を有効活躍するための遁減制の緩和です。

現行では40件以上を担当した場合報酬が減額される遁減制が、一律「45件以上60未満」に緩和されます。

しかし居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一建物に入居している場合には、報酬は引き下げられることが示唆されているため、事業所の収益の増減には注意が必要です。

施設サービス：協力医療機関を定めることの義務化

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院の施設系サービス共通で以下3点の要件を満たした協力医療機関を定めることが義務化されます。また、義務化については3年を期限に経過措置

を設けるとしています。

- ・入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ・診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
- ・入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

これは施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合でも適切な対応を行える体制を確保することを目的に、協力医療機関と連携を図ることを求めています。また要件を満たせば複数の医療機関を定めても差し支えないとしており、協力医療機関と1年に1回以上急変時等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称について指定を受けている自治体に提出する必要があります。また施設入所者が協力医療機関に入院した後に退院が可能となった場合は速やかに再入所できるよう努めることも明言されました。

特別養護老人ホーム：透析を必要とする入所者の送迎を評価

特別養護老人ホーム等に入所する利用者が透析を必要とする場合は、定期的に透析を受けるために外出する必要があります。透析を実施する病院が送迎を実施しているケースが多く見られますが、送迎が困難な場合もありその際は施設の職員が対応する必要があります。この場合において、月12回以上の送迎を行ったことを評価する新たな加算が新設されます。

特別養護老人ホーム：緊急時等対応方針の見直しと義務化

特養に入所する方の医療提供体制を確保する観点から、あらかじめ定める緊急時の対応方法については配置医師や協力医療機関の協力を得て定めることが義務付けられます。また1年に1回以上配置医師、協力医療機関と共に見直しを行うことが必要とされました。

そのほか、入所者が急変した際の対応について、配置医師の日中の駆けつけ対応をより充実させるために現行では早朝・夜間・深夜のみであった配置医師緊急対応加算について日中も算定可能にする区分が新設されます。

令和6年度介護保険法改正はここで解説したもの以外にも各サービスそれぞれに細かい見直しが図られます。基本的な方針は質の高いケアを提供する事業所は高く評価し、そうでない事業所の報酬は引き下げる方向性になると思われます。

I. 基本方針

1. 社会福祉法人朝日福祉会の基本理念

私たちは、一人ひとりの出会いを大切に 学ぶ心と和をもって
すべての人が安心して生活できる 地域社会の発展に貢献します。

- ・明るく元気に楽しくをモットーに
「目配り、気配り、思いやり」安心とぬくもりのある介護を提供します。

2. サービス提供の基本方針

将来において、働く私たち自身（家族や親類）が安心して利用できる施設を目標に、こんな施設で暮らしたいを目指します

(1) ぬくもりのあるサービス提供を実践します

- ・施設の健全な環境に努め、ご利用者様の人間性を尊重し、明るく元気に楽しくをモットーに、目配り、気配り、思いやりのある「ぬくもりのあるサービス提供」を実践し、ご利用者様が地域の中で人間らしく生き活きと暮らせ、安心して利用できる生活の場を提供いたします。

(2) ご利用者様一人ひとりが有する能力に応じて自立した日常生活が営める援助を行います

- ・ご利用者様の意思及び人権を尊重し、ご利用者様一人ひとりに合った介護を目標に、可能な限り居宅における生活復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介助、個別機能訓練、栄養ケア・マネジメント、口腔ケア、健康管理など、社会生活・日常生活における相談及び援助を行い、ご利用者様がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来ることを目指します。

(3) 地域（施設）で安心して生活できる環境を創造します

- ・地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本とし、地域の行政・医療・介護・保健関係者と良好な連携を推進します。

(4) ご利用者様中心の良質なサービス提供に努めます

- ・ご利用者様の意思及び人権を尊重し、常にご利用者様中心の良質なサービス提供に努めます。

II. 介護事業におけるケアの方向性（科学的介護の実践・L I F Eへの参加）

2040 年の高齢者介護・医療のピークに向けて、持つべき機能を高め、地域において新たな役割を果たすべく科学的介護の実践に取り組みます。

- ・5つのゼロ＝おむつゼロ、骨折ゼロ、胃瘻ゼロ、拘束ゼロ、褥瘡ゼロ
- ・4つの自立支援＝認知症ケア、リハビリケア、口腔ケア、看取りケア

<5つのゼロ>

- ①おむつゼロ→日中おむつゼロへの挑戦
- ②骨折ゼロ →骨折ゼロへのリスクマネジメント
- ③胃瘻ゼロ →口腔機能の正しい理解に基づく介護
- ④拘束ゼロ →科学的認知症ケアの確立（尊厳を損なう拘束をしない）
- ⑤褥瘡ゼロ →苦痛と重大な感染症を引き起こす褥瘡をなくす

<4つの自立支援>

- ①認知症ケア →認知症医療の進歩は着実！原因疾患別特徴を踏まえたケアを
- ②リハビリケア →機能訓練は生活リハビリを中心に～廃用症候群対策を徹底
- ③口腔ケア →歯科専門職と介護職との連携・協働で
- ④看取りケア →地域社会のセーフティーネットとして、安らかなラストステージを支える

<おむつゼロ～日中おむつゼロへ～>

- ①高齢者自立支援の要である「トイレでの排泄」
- ②1日1,500ml以上の水分摂取を目安に、その人の生活リズムをつくり、夜間不眠の解消に
- ③美味しく食べ、楽しく運動、しっかり水分、薬に頼らず、トイレでの「自然な排泄」を

<胃瘻ゼロ～口腔機能の正しい理解に基づく介護～>

- ①「口から食べる」ことにより、生命活動の維持のみならず、暮らしに楽しみと張りを
- ②食事介助の基本「椅子に腰掛け、よりよい姿勢で食べる」「嚥んで美味しく、最期まで楽しい食事」を
- ③胃瘻外しは水分補給から。水分摂取の目安を1日2,200mlに
- ④口腔機能を正しく理解し、口腔ケアを実践

<骨折ゼロ～骨折ゼロへのリスクマネジメント～>

- ①骨折は、高齢者の寝たきりの主因の一つ、環境整備と転倒因子の排除
- ②事故・ヒヤリハットを分析し、適切なアセスメントにより転倒の予防
- ③日々の心と体の変化を敏感に察知し、常に安全を心がける

<拘束ゼロ～科学的認知症ケアの確立～>

- ①高齢者の自由を奪う拘束を行いません
- ②不適切なケアが拘束・虐待の始まり。拘束に結びつかない適切なケアを実践

<褥瘡ゼロ～自立のためのリハビリテーション～>

- ①褥瘡は苦痛をとめない、重大な感染症を引き起こす原因。多職種による連携で、褥瘡予防を
- ②専門スタッフによる、運動器症候群（ロコモ）の改善と転倒予防を

<認知症ケア>

認知症医療の進歩は着実

早期発見、早期治療が大切、治る認知症もあり、症状の進行を遅らせることで、本人や介護者の負担を軽減することができる。介護職が医学的知識を持ち、認知症の前駆段階での早期発見と早期介入ができる力を身につける。（認知症基礎研修の受講）認知症ケアに関する専門研修

原因疾患別特徴を踏まえたケアを

認知症の治療計画は！介護計画は！BPSDの症状でも原因は千差万別、薬剤の影響は多大、定期的かつ適切な見直しと気づきの視点が重要。

<リハビリケア>

機能訓練は生活リハビリを中心に廃用症候群対策を徹底

リハビリテーションは脳の動きを活性化すること、能動的な生活を！

離床はリハビリの第一歩。離床を促し、褥瘡、関節拘縮、臓器機能低下・意識レベル低下などの廃用症候群を防ぐ。

要介護4、要介護5の利用者の歩行能力改善は可能、最も効果的な高齢者のリハビリは日々の生活動作の中に。

<栄養ケア・マネジメント>

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

栄養マネジメント強化加算への取り組み

<口腔ケア>

歯科医師、歯科衛生士など、

歯科専門職と介護職、管理栄養士との連携・協働で

口腔機能の維持・向上は誤嚥性肺炎の予防、口腔疾患の予防、ADL、QOL 全般に影響。

安易な食事形態の変更は禁物、常食化に向けた取り組みで、最期まで口から食べることを、美味しく、楽しく食べることを支援。

<看取りケア>

施設は地域社会のセーフティネット、

看取りケアを特別なケアと捉えるのではなく、日常的ケアの延長上で安らかなラストステージを支援

尊厳の上に立って、最後の瞬間まで安らかな気持ちで生きることができるよう支援。人間の真心で接する崇高なケアを通じて専門職としての成長を。

これらのケアを標準化し、取り組むことによって社会的評価の向上につながり、地域の介護・福祉拠点として中核的な存在に成り得ると考える。

Ⅲ. 業務継続計画（BCP）に基づく防災訓練及びBCPの随時見直し

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービス等が安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成が義務化され、令和6年度からはBCPに基づいた防災訓練をしてより実態に即した計画に見直していくこととなります。

IV. 令和6年度事業所別基本方針及び取り組み

(1) あさひ保育園

令和4年の出生数は77万人となり、合計特殊出生率は1.26となるなど急速に少子化、人口減少が進んでおり、国はすべての子ども、子育て世帯に対するライフステージに応じた切れ目のない支援の整備を喫緊の課題としている。

令和5年12月の「こども未来会議」では、第1に1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について加算措置、最低基準の改正を決定、第2に、すべての子どもの育ちを応援し、子育て家庭を支援する観点から、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」(通園給付)を創設することとしている。2026年には新たな給付として全国の自治体において実施する計画である。重い責任と処遇のアンバランスから保育人材の離職、流出が止まらない中、さらに現場に負担がかからないような対応を願いたい。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年夏の第9波は、猛暑による熱中症の発生と重なり、全国で救急搬送が増加した。令和5年12月からまた感染者が増え、第10波が到来している。5年5月8日以降感染症法の2類から5類へと移行したが未だ感染は続いている。コロナ感染の対策のおかげで収まっていたインフルエンザも今期同時流行している。保護者も5類になったからと警戒を緩める人も多し中、6年度は感染対策の徹底に注力しつつ、異年齢児の交流や日本の伝統行事なども体験できるようにしていく。

近年、園児のバス置き去り事故や、不適切保育の報道がなされ、社会の関心が高まっている。現在保育園にいる園児の人数確認を徹底、必ず子どもの顔を見て確認するようにする。

また、不適切保育に陥らないよう園内研修でしっかり学んでいく。

現在の保育所保育指針では子ども主体の保育が前面に掲げられている。私たちは子どもの側にいて子どもへのより良い保育を模索し、実践するよう努めます。

子ども基本法

- ・全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないようにする
- ・全ての子どもが、適切に育てられ、愛され、保護されること。教育を受ける機会が等しく与えられること
- ・全ての子どもが、意見を表明したり、社会活動に参加したりする機会があること
- ・全ての子どもの意見が尊重され最善の利益が考慮されること

児童憲章

- ・児童は人として尊ばれる
- ・児童は社会の一員として重んじられる
- ・児童は良い環境の中で育てられる

保育の目標

子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う

- ア 十分に養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
- ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てると共に、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う
- オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う
- カ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う

基礎的事項は4つの柱を視点とする

1. 健康な生活

養護の基本は、健康な生活ができるようにすることである。

そのために清潔で安全な生活環境を整備し病気にかからないようにする。また、事故が起きないように危険から守ることが大切である。

2. 生命の保持と情緒の安定

子どもの活動の基本は、情緒の安定である。そのことから、個々の子どもの生命を保つための生理的欲求を充たし、安心したい、甘えたい、頼りたい、世話されたいという情緒の安定のための精神的欲求を満たすこと

3. 集団生活

保育所の生活は、集団であることから安定して生活できるようにすることに視点をおく。

2歳児は、移行期であることをふまえることが大切であり、3歳以上児はどの年齢も緊張を緩和し、情緒が安定して友達との生活ができる過程を重視する。

4. 食 事

保育所の生活の中で食べるということは、生命保持のために欠くことのできないものである。食事の本質は、個人差を認めながら、楽しく食事することを重視する。

事業計画

1. 児童福祉法に基づき養護と教育が一体になって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。

- ① 健全な心身の発達を図る
- ② 個々との基本的信頼関係を築く
- ③ 豊かな感性を育む
- ④ 保育の基本を見直す
- ⑤ 個別対応
- ⑥ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援
- ⑦ 在宅在園の子育て支援、虐待防止
- ⑧ 職員の連携、人間性、専門性向上
- ⑨ 食育、伝統文化の継承

- ⑩ 小学校教育と幼児期の教育の円滑な接続を図る
- ⑪ 地域との良好な関係を構築する
- ⑫ 園外保育の安全に特に留意する
- ⑬ 保護者への情報発信
- ⑭ 不適切な保育を防ぐ
- ⑮ 安全計画を遂行する

(2) 軽費老人ホーム

軽費老人ホーム朝日荘は、独居老人等の生活不安のある高齢者が、生き生きと明るく暮らせることを目指して作られたもので、この設置目的に沿って、4つの基本目標と5つの重点項目を設定し実施してまいります。

4つの基本目標

- ① 入所者が健康で明るく暮らせるように、健康状態の把握に努めるとともに健康管理を適切に実施し、健康寿命の延伸に努めます。
- ② 保証人やご家族が安心して頂けるように、入所者情報等の共有を密にして保証人等との連携に努めます。
- ③ 入所者が自分のことを自分でできる状態が続くように、自立・自己決定権を尊重したケアが提供できる施設運営に努めます。
- ④ 当施設が老朽化してきていることを理解したうえで、安心・安全な施設の継続のために、修繕に投資できる稼働率の確保に努めます。

5つの重点項目

- ① 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の拡大に対処するため、感染症対策の徹底に取り組んでまいります。
- ② 軽費A型は県内に3施設（名古屋市を除く）しかなく知名度が低いため、近隣の地域包括支援センター等に積極的な働きかけを行い、朝日荘に対する理解とイメージアップを目指す広報活動に取り組んでまいります。
- ③ 当施設が開設40年を過ぎ、老朽化を自覚して環境整備とクリーンアップ運動を推進するとともに、施設の活性化に取り組んでまいります。
- ④ 老人福祉施設で働く職員として、時代のニーズに合った知識の向上に励み、誠意をもって質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

- ⑤ 入所者の老化に伴う様々な機能低下を少しでも遅らせ、身体機能の維持・向上を図るため、体力づくりの健康体操教室を開催するとともに、近隣の参加を募り地域福祉の向上にも取り組んでまいります。

(3) 特別養護老人ホーム・ショートステイ

〈基本方針〉

- ① ご利用者の基本的人権を尊重し、ご利用者の立場に立った、ご利用者本位、ご利用者個々の生活に合った自立生活支援を推進します
- ② 「やさしい」「思いやり」の介護と「家庭的な雰囲気」をもって、明るく元気でハリのある生活が出来るように努めます
- ③ ご利用者の重度化に伴い医療ニーズの増大等に対応するために看護・介護の専門性を高め連携していくように努めます
- ④ 根拠に基づいた科学的介護の実践に取り組みます
- ⑤ 「入所させたい朝日荘づくり」をめざします
- ⑥ 「働きたい職場づくり」に取り組みます
- ⑦ 特定技能制度を利用して人材確保の取り組みを行います
- ⑧ ユニット・ケア方式によりフロアごとに以下の通り取り組みます

《ほのか》

- 目標 ・ご利用者様に日々健康で安心して穏やかな暮らしをして頂けるよう一人ひとりに気配りを行い、思いやりを持った介護を提供します
- 方針 ・ご利用者様一人ひとりを尊重し、最適なケア方法を考え毎日を快適に過ごして頂けるよう支援していきます

具体的な取組み

- ・ご利用者様との信頼関係のもとケアができるよう、おもてなしの心を持って対応します
- ・日々のご利用者様の様子を把握し、いち早く“いつもと違う”体調や状態の変化に気づくことで病気やケガの早期発見と事故防止に努めます
- ・嚥下体操を行うことで、安全で楽しく食事をして頂き、口腔ケアを行うことから誤嚥性肺炎などの予防と全身の健康維持に努めます
- ・何事においても“とりあえずやってみよう”という前向きな気持ちを持って業務を行っていきます
- ・ご利用者様に季節を感じて頂けるようなフロア作りを行います
- ・特定技能実習生の受け入れにあたりお互い相手の文化的な考え方の違いを理解して歩み寄り、コミュニケーションを図ることで信頼関係を築いていきます
- ・虐待防止活動推進委員会の「不適切ケア活動」「おもてなしのケア活動」に取り組んでいきます

- ・身体拘束しない委員会の身体拘束の廃止に向けた取り組みを行います
- ・ヒヤリハット委員会のKY活動を通して事故の軽減に努めます
- ・「働きたい職場づくり」に取り組めます

《ひだまり》

目標 ・ 「ご利用者様＝人生の大先輩」を忘れずに敬う心と笑顔で関わる

方針 ・ 心にゆとりをもち安全で安心のできる介護サービスを提供する

具体的な取り組み

安全な介護

- ・ヒヤリハット委員会のKY活動を通して事故の軽減に努めます
- ・介護技術向上を目指し職員同士学び合い統一したやさしい介助に努めます

安心できる介護

- ・虐待防止活動推進委員会の「不適切ケア活動」「おもてなしのケア活動」に取り組めます
- ・身体拘束しない委員会の身体拘束の廃止に向けた取り組みを行います
- ・ホスピタリティ（思いやり・おもてなし）の心を持ちご利用者様が穏やかに過ごして頂ける言葉掛けに努めます
- ・「働きたい職場づくり」に取り組めます
- ・各担当が中心になってご利用者様と関わり朝日荘での生活を楽しんで頂けるよう創意工夫に努めます
- ・口腔ケアの技術を身につけおいしく食事を食べて頂くと共に誤嚥性肺炎防止に努めます

《なごみ》

目標 ・ ご利用者様を深く知り共に生きがいをもって生活を営んでいく

方針 ・ 「喜び」「楽しみ」をご利用者様とともに分かち合い、共に過ごしていく中で職員が技術的・精神向上するように努めます

具体的な取り組み

- ・ご利用者様に合わせた口腔ケアを行い、誤嚥性肺炎防止に努めます
- ・事故を未然に防ぎ、安心してゆとりある生活の場の提供を心がけます
- ・整理整頓され、清潔で過ごしやすい居室作りを目指します
- ・ご利用者様が穏やかに過ごしていただけるよう、声掛け、言葉遣いに注意していきます
- ・虐待防止活動推進委員会の「不適切ケア活動」「おもてなしのケア活動」に取り組めます
- ・身体拘束しない委員会の身体拘束の廃止に向けた取り組みを行います
- ・ヒヤリハット委員会のKY活動を通して事故の軽減に努めます
- ・「働きたい職場づくり」に取り組めます

《みのり》

- 目標
- ・ ご利用者様の立場に立った思いやりのある介護に努めます
 - ・ ご利用者様の体調管理に気をつけて、ご利用期間終日まで利用して頂けるように努めます
 - ・ ご自宅の状況を理解し、在宅生活を続けられるように支援します
- 方針
- ・ ご利用者様の個性を尊重し、喜び楽しみを一緒に分かち合います
 - ・ ご利用者様の安全を守り、穏やかに過ごして頂きます
 - ・ 充実した日々を過ごして頂くため、レクリエーションや機能訓練等を実施します
 - ・ ご利用者様を通して、ご家族との信頼関係を築けるような接遇マナーを身につけます
 - ・ ご利用者様が望まれること、求められることに気づき、いち早く応じられるように努めます
 - ・ 快適に過ごせるように温度管理に努めます
 - ・ 認知症を理解できるよう勉強していきます

具体的な取組み

- ・ おいしく安全に食べて頂けるように口腔ケア・嚥下体操を行います
- ・ 日勤業務開始時、手の爪の確認、就寝時に足の爪の確認、退荘時に手足の爪の確認をして帰って頂きます
- ・ 認知症の方への対応を統一したケアに努めます
- ・ 虐待防止活動推進委員会の「不適切ケア活動」「おもてなしのケア活動」に取り組みます
- ・ 身体拘束しない委員会の身体拘束の廃止に向けた取り組みを行います
- ・ ヒヤリハット委員会のKY活動を通して事故の軽減に努めます
- ・ 「働きたい職場づくり」に取り組みます

《看護室》

基本方針

- ① ご利用者様の健康管理を行うと共に必要とされる看護の提供をおこない、ご家族への情報提供をおこないます
- ② 命の終りを豊かに過ごし、最後の時まで身体的・精神的苦痛、苦悩の緩和に努めます
- ③ 他部署と協働し、褥瘡の予防と軽減に努めます

特養全体の具体的な取組み

- ・ 高齢化による身体機能の低下・老衰等、終末期の看取り介護を推進します
- ・ 筋力低下等による転倒（骨折・外傷）予防のため、個別の日常動作の変化に合わせた個別機能訓練（補助具の利用など）をします
- ・ 嚥下困難による誤嚥・摂食困難・拘縮による骨折、外傷等のリスクを予測した、個別ケアを推進します

- ・ 「栄養ケア・マネジメントの実施」により関連職種と共同し、利用者の低栄養状態のリスクを把握し対応します
- ・ 「褥瘡マネジメントの実施」により入居者ごとの褥瘡対策に関する計画書を作成し関連職種と共同し、褥瘡管理を実施します
- ・ 「口腔衛生管理体制についての計画」により入居者の摂食・嚥下機能の維持・向上、栄養状態の改善等に繋がっていきます
- ・ 介護が必要になっても重度化させない、自立に向けて支援します
- ・ 「入所させたい朝日荘づくり」「働きたい職場づくり」を目指し職員教育を計画的に行います
- ・ 報告、連絡、相談の徹底を図ります（ご家族様・職員間）
- ・ 「自分達の職場は自分達で守る」をモットーに経営参画を図ります
- ・ 「職場における腰痛予防対策」で職員の身体的負担を軽減することに努めます
- ・ 委員会、係は「活動目標」を掲げ、目標に向けて行動します

（４）朝日デイサービスセンター

〈基本方針〉

1. ご利用者様が豊かな日常生活を送れるよう、個々の生活リズムに合わせたサービスを提供します。
2. 介護技術の向上・認知症について疾患や状態別での対応を学び、ご利用者様と共に楽しみ、多くの笑顔と活気のあるデイサービスを目指します。
3. 提供できるサービスを向上する為、研修や事業内勉強会を行い、質の向上に努めます。
4. ご利用者様の介護負担が軽減できるよう、安心して委ねられる環境を提供します。
5. それぞれの身体機能にあわせ日常生活機能の維持・向上を目的とした計画作成を行い、ご利用者様の自立した在宅生活を支援します。
6. 生活相談員の質の向上に努め、最新の情報交換が出来るように他事業所との信頼関係を築きご利用者様の確保に努めます。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 「ご利用者様にとって安心できる介護」を提供するために、介護技術の基礎知識を学び、レベルの統一を目指します。
- ・ ご利用者様との信頼関係を築き、「来るのが楽しい」「行くのが楽しい」と言っていただけ場所にしします。
- ・ ご利用者様の健康状態を把握し、異常の早期発見に努め、迅速な対応をします。職員間やケアマネとの連携・情報交換を行います。
- ・ 今までの生活機能を維持できるよう、個々に応じた機能訓練を行い、日常生活の援助をします。
- ・ 感染症について正しい知識を身につけ、予防及び蔓延防止に努めます。
- ・ 送迎時の安全（運転・機械操作・昇降介助等）に努めます。
- ・ 事故報告・ヒヤリハット報告を分析し、事故防止に努めます。
- ・ 言葉遣いに気を付けます。

- ・ 使ったものは元の位置に戻し、整理整頓に心掛けます。

(5) いっぷくの里

〈基本方針〉

1. ご利用者様お一人お一人を人生の先輩と尊重し、「人として自分らしく生きる」ことを目的とした支援を行います。
2. ご利用者様お一人お一人のお身体の状態に合わせた通所介護計画書・予防通所介護計画書を作成し、定期的に評価を行います。
3. いつまでもご自宅での生活が続けられるよう個別機能訓練の提供を行い、心身ともに健康な状態が維持・向上できるよう支援します。
4. 職員とご利用者様及び、ご家族様・ケアマネージャーの方々とのコミュニケーションを密にし、情報や知識を共有しケアに生かせるよう努めます。
5. ご利用者様・ご家族様の立場・気持ちに立ち、安心してご利用頂ける様、サービス提供に努めます。
6. 一日一日を心豊かにゆったりと過ごしていただける環境を作ります。
7. 職員が生き生きと働くことのできる職場を目指します。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 送迎時のご家族様とのコミュニケーションを大切にし、情報の収集・共有が出来る様に努めます
- ・ ご利用者様が楽しく過ごしていただける様、趣味活動などを定期的に提供します
- ・ 認知症の症状別の異変にいち早く気付き、適切な対応が出来る様に努めます
- ・ ご利用者様に満足していただけるサービスがいつでも提供出来る様、研修や勉強会に参加し、自身の質の向上に努めます
- ・ 居宅介護支援事業所と連携し、サービス提供がスムーズに行える様に努めます
- ・ 「不適切なケア防止活動」の取り組みを職員全員周知徹底し、確実にクリアできるように努めます
- ・ 感染症予防対策を周知徹底し、感染症の発生および蔓延防止に努めます

＜重点項目＞ (デイサービス共通)

1) 重度化、多様化するご利用者様の要求に応えられるように努める

- ・ ご利用者様の状態や変化などの共有化を図り、職員全体が適切に対応します。
- ・ 職員間の連携を密にし、事故の防止に努めます。
- ・ ご利用者様ひとり一人の人格を尊重したアクティビティ、機能訓練を提供します。
- ・ ADL維持加算への取り組みとLIFEへの参加を目指します。

2) ご利用者様に対する接遇マナーを身につける。またご家族様との信頼関係を築く。

- ・ 職員の身だしなみ、言葉使いに気をつけて、ご利用者様ご家族様とのコミュニケーションを図ります。
- ・ より良いサービス提供が出来るよう、自ら進んで研修や勉強会に参加して、自己の資質向上に

努めます。(科学的ケアの実施)

(6) 朝日介護サービスセンター

(具体的な取り組み = 介護保険事業の課題)

- ・令和6年度介護保険制度の改正を正しく理解し、各事業所の加算など対応を行います。
居宅介護支援事業に係る改正を研修など通して理解を深め、取り組みを検討します。
- ・介護支援専門員一人当たり標準件数が4.5件未満(介護予防・日常生活支援総合事業を含む)。
標準件数を遵守します。
- ・居宅介護支援費についても改正内容を十分に検討して不備の無い様に取り組みます。
- ・介護保険報酬に関する加算への積極的な取り組み、減算を回避するための対処をします。
- ・現在新型コロナウイルスの感染予防に努めていますが、今後の状況に応じて市の指導に合わせて対応します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(あんしん介護予防)に対応し、継続的な支援をします
- ・契約件数の拡大を図るため、介護支援専門員の人材育成と質の向上に努めます。
- ・施設内事例検討会を始め、研修や講演へ積極的に参加をします。
- ・高齢者虐待防止活動推進の取り組み、身体拘束等の適正化推進の取り組みに関して研修など参加、事業所内の研修などを行い、積極的に取り組みます
- ・業務継続可能計画(BCP)を感染症及び自然災害を前提に策定し、研修など周知を図ります。
- ・包括的地域ケア、在宅医療介護連携を図り、ご本人家族様の意向を聞きながら必要に応じて住み慣れた自宅で最後まで生活を継続できるように支援します。
- ・ご利用者が住み慣れた環境で生活をしながら、自立支援に繋がる援助を行います。
- ・行政、地域の居宅介護支援事業所などとの連携を密にして様々な情報収集に努め、介護支援専門員として介護保険制度の動向や今後の方向性などを知り、情報の提供や提案を行います。
- ・在宅生活が困難になった場合、次の施設など情報の提供を行いスムーズな移行が出来る様に支援します。

(基本方針)

- ①介護支援サービスの専門職として、知識と技術の向上に努めます。【特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】
 - ・新型コロナ感染拡大予防の観点から各種の研修が中止となり、WEBやリモートによる研修が増えています。環境を整備して積極的に参加が出来るようにします。
 - ・加算要件である『実習受け入れ事業所(H28年度実務研修から開始)』として、人材育成への協力体制を整えて積極的に受け入れを行います。(毎年受け入れしています。)
 - ・現任研修を始め各種研修会(WEBを含む)へ参加し、知識向上を図り更新研修の受講支援を行います。
 - ・主任介護支援専門員の資格所得への人材育成と支援及び更新研修の受講支援を行います。
 - ・事業所内研修会を定期的で開催し事例検討を含め情報の共有を図ります。
 - ・自己学習(研修・専門誌・インターネットなどの利用)に努力します。
- ②ご利用者の生活や環境に関する秘密を守り、個別性に配慮した適切な対応を行います。
 - ・守秘義務を果たし、情報交換に関する書面の了解を頂き、適切に保管処理をします。
 - ・アセスメントを行い、個別性(人生観・価値観)を尊重したサービス計画に努めます。

- ・多様化する個別性や要望に対応するべく、広く情報の確保を図ります。
- ③医療機関との連携を図り、状態の変化に伴った援助を検討します。
 - ・入院時の情報提供を積極的に行います。【入院時情報連携加算Ⅰ・Ⅱ】
 - ・退院時には医療機関とのカンファレンスを行い、退院後の在宅生活を支える援助を検討します。
 - 【退院・退所加算Ⅰ、Ⅱ】【緊急時等居宅カンファレンス加算】
- ④他の専門職と情報交換をし、自己の専門性や技術の向上に努め、サービスの質の向上を図ります。
 - ・サービス担当者会議等を通して、情報の共有化を図ります。
 - ・他職種との連絡会などに参加して情報交換に努めます。*地域連携事業への協力
- ⑤ご利用者様のニーズを満たすため、有効な活動をし、公正中立な立場で自立支援を行います。
 - ・モニタリングを行いながらニーズを捉え、中立公正な立場から自立支援に繋がるサービス展開を図ります。【小規模多機能型、複合型などへの移行、連携（情報提供）加算】
- ⑥介護予防の理念に従い、地域包括支援センターと連携を図り、ご利用者様の自立支援を行います。
 - ・介護予防支援事業・日常生活支援総合事業について地域包括支援センターの委託（新規委託を含む）を受け、ご利用者様の支援を継続的に行います。地域支援事業への協力をします。
- ⑦地域に密着した信頼される居宅支援事業所を目指します。*ケアマネT一宮に参加協力
 - ・福祉開催行事、地域行事に積極的に参加と協力をしていきます。
 - 『地区ケアマネ会議（民生委員様との意見交換）』
 - コロナ感染症の拡大に伴って催しが減っていますが、再開されれば参加します。
- ⑧質の向上を目指し、介護サービス情報の公表制度に於いて積極的に調査を受けます。

(7) 栄養部門

- ・安全でおいしい食事の提供を目指し、衛生管理に対する意識・知識の向上に努め、衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、日々楽しんで頂ける食事の提供に努めます。
- ・季節を感じて頂けるよう旬の食材を取り入れ、行事に即した献立の作成や新たなメニューの導入を行い、食事を通して生活の楽しみを提供します。
- ・口腔・嚥下機能の低下した方への食事提供の認識を持ち、各食形態に適した食材の大きさ、かたさに配慮します。調理員間での標準認識を持ち、食事を楽しんで頂けるよう努めます。
- ・給食材料の選定、給食食数管理の適正化、節水・節電を行い、コスト削減に取り組みます。
- ・栄養ケア・マネジメントを通してご利用者様の低栄養状態の予防・改善を行い、健康増進に努めます。
- ・食中毒・感染症等の認識を深め、まん延防止に取り組み、健康管理に努めます。

V. 事業所別数値目標

- ① 育園（園児定員80名）
少子化の中、子育て相談や育児指導を積極的に受け入れ、100%の稼働率を目標数値とします。
- ② 軽費老人ホーム（利用定員50名）
平均利用者48名、稼働率96%を目標数値とします。
- ③ 特別養護老人ホーム（定員70名、ショートステイ定員20名）
入居者の高齢化による体調の急変や転倒、骨折による入院が継続的に発生し、長期入院者に対しての一時的退所は、地域の医療環境などから見直しが困難。
特養とショートあわせて1日平均利用者数は82人、稼働率90%以上を目標値とします
- ④ 朝日デイサービス（利用定員25名）
利用予定者数は80%を目指します。しかし中重度者や認知症高齢者の受け入れを積極的に行っていくことから、施設への入所、利用者の体調の急変や病院受診等により実質の目標数値は1日平均17人、稼働率70%以上を目標値とします。
- ⑤ いっぷくの里（利用定員40名）
利用予定者数は80%を目指します。しかし家族の都合や利用者の体調の急変や病院受診等により実質の目標数値は1日平均28人、稼働率70%以上を目標値とします。
- ⑥ 朝日介護サービスセンター
介護支援専門員一人当たりの標準件数（介護予防を含む）45件未満を遵守し、それに対して、稼働率は90%を努力目標とします。
但し、管理者兼任の場合はその50%を上限として、稼働率は95%を努力目標とします。